

第9期の事業者選定におけるQ&A

	サービス種別	項 目	質 問 内 容	回 答
1	共通	災害イエローゾーン及びこれに準じる区域について	「当該区域において新規整備を行う場合には、原則、補助の対象となりません。」とありました。事業の実施を検討している場所は、八戸市洪水ハザードマップでは0.5～3.0m未満の浸水想定区域となっておりますが、災害イエローゾーンの区域になりますでしょうか。	災害イエローゾーンは、土砂災害警戒区域のほか、津波・洪水・内水等の浸水想定区域が対象となります（<u>想定浸水深に関わらず、浸水想定区域は全て災害イエローゾーンに該当します</u>）。 国が示す補助の要件は、次のとおりです（関係部分抜粋）。 ○災害イエローゾーンにおいて、介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、介護施設等の整備に関する事業による補助の対象としないこと。ただし、次に掲げる場合には補助の対象とすることができる。 （ア）土砂災害警戒区域または浸水深1メートル以上の浸水想定区域等の場合は、次のaからdの全てに該当すること （イ）浸水深1メートル未満の浸水想定区域等の場合は、次のc及びdに該当すること a 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。 b 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する市区町村において、災害イエローゾーンにおける介護施設等の新規整備を認めない場合、当該施設が所在する区域において市区町村の介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。 c 新規整備を行う介護施設等又は介護施設等が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。 d 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定する被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。 <u>なお、補助制度を活用しない整備として応募することも可能ですが、一次審査における減点対象として取り扱うことになります。</u>

第9期の事業者選定におけるQ&A

	サービス種別	項目	質問内容	回答
2	介護老人福祉施設	地域密着型介護老人福祉施設に併設する短期入所生活介護からの転換について	現在、地域密着型介護老人福祉施設29床に併設して短期入所生活介護10床の事業を行っていますが、この短期入所生活介護を介護老人福祉施設に転換することは可能でしょうか。	第9期八戸市高齢者福祉計画では、既存の介護老人福祉施設（広域型）15床分の増床を予定しております。仮に御質問のケースで転換を実施した場合、既存の地域密着型介護老人福祉施設29床も含めて広域型の介護老人福祉施設となり、計画で予定している床数以上の増床（今回のケースでは39床の増床）となるため、今回の募集内容には合致しないことになります。
3	認知症対応型共同生活介護	短期入所生活介護からの転換について	短期入所生活介護を転換して認知症対応型共同生活介護を開設することは可能でしょうか。	認知症対応型共同生活介護の設備基準を満たしているのであれば、既存の短期入所生活介護から転換する計画で応募することは差し支えありません。なお、建物の改築を伴わない転換であったとしても、第9期八戸市高齢者福祉計画では、認知症対応型共同生活介護の開設時期を令和8年度末で見込んでおります。
4	共通	地域住民への説明について	新たに土地を購入して開設することを検討しているが、評価基準で求められている「十分な説明を行い、同意が得られている。」は、最低限何が行われていれば満たしていることになるのでしょうか。既存施設（敷地）以外で新規開設する場合、この評価基準では「上記以外（0点）」となってしまうのでしょうか。	当該評価基準は、地域住民に対して事前に説明を行い、同意を得ることで、滞りなく事業実施が可能と見込まれる応募者を上位として評価するものであり、説明内容としては、選定された場合の工事内容や期間、当該施設が地域に必要な理由、提供するサービスの内容などが想定されます。 説明の対象者は、町内会関係者をはじめ、工事に伴う騒音や建物による日照の影響が生じる可能性のある近隣住民などが想定されますが、説明の実施時期や対象者の範囲は、土地の購入予定時期など個別の事情により異なるものと考えますので、円滑な開所を見据え、各応募者で適切に判断してください（ <u>応募の時点における「最低限」は、ケースにより異なるものと考えます</u> ）。 なお、当該評価基準は、既存施設（敷地）であるか否かを問わず、建築行為が生じる応募に対して適用されることになります。

第9期の事業者選定におけるQ&A

	サービス種別	項 目	質 問 内 容	回 答
5	共通	補助対象について	運営法人≠整備法人の場合でも補助金の対象となるのか。整備法人が土地を購入し建物を建て、それを有償にて運営法人との賃貸借契約を結ぶケースです。	施設の運営法人と整備法人が異なる場合でも補助金の対象となります。 ただし、土地の買収や整地等個人の資産を形成する費用は対象となりませんので御留意ください。 なお、国が示す補助の対象は、次のとおりです（関係部分抜粋）。 ○土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。 ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。 ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。 ・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。
6	共通	年度繰越について	募集要項では令和8年9月頃交付申請とあるが、年度繰越は認められるのか。	補助金の年度繰越については、制度上可能です。 ただし、年度繰越を確約するものではありませんので、御留意ください。 なお、翌々年度への繰越については、原則認められておりません。

第9期の事業者選定におけるQ&A

	サービス種別	項 目	質 問 内 容	回 答
7	共通	提出書類 について	①運営指導による改善報告書の写しは、介護サービスだけでよいのか、障害サービスは必要か。また、直近とは何年分を指すのか。 ②青森県介護サービス事業所認証評価制度への取組が確認できる書類について、弊社は青森県内に事業所がまだないため、その旨を記載した紙を提出すればよいか。 ③決算書について、最新のものと1年分でよいか。また、提出するのは損益計算書と貸借対照表でよいか。 ④協力医療機関の同意書は必須か。予定を立てているだけでは認められないか。 ⑤法人事業実績書について、同内容の別様式で別紙提出をしてもよいか。事業所数が約200か所あるため。	①介護サービスのみで可。なお、直近について期間の指定がない場合は、直近（最新）のものを提出してください。 ②お見込みのとおりです。 ③提出可能な直近1年分の決算書を提出してください。なお、提出資料としては、損益計算書や貸借対照表等、各法人において決算資料として取り扱っているものを提出してください。 ④新規整備の場合、応募時点で協定等を結ぶ必要はありませんが、整備事業者として選定された際は協力を約束する旨が記載された、医療機関からの同意書（受託書、承諾書等でも可）が必要です。 ⑤応募書類一覧及び所定の様式の備考に記載の添付書類以外は提出を認めておりません。（要項4ページ5(4)参照） なお、記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入してください。